



平成23年10月 日

久喜市長 田中暄二様

久喜市自治基本条例策定審議会
会長 小林弘和

久喜市自治基本条例の策定について (答申)

平成23年1月17日付け久自第549号で諮問のあった、久喜市の自治のあり方の基本的な事項を定める条例の策定について、慎重な審議を重ねた結果、久喜市自治基本条例(案)をとりまとめたので、下記のとおり答申いたします。

なお、付帯意見を添えましたので、今後の条例策定及びその施行にあたり十分配慮されるようお願いいたします。

記

1 久喜市自治基本条例(案) 別添のとおり

2 「市民」の定義に対する付帯意見

久喜市のまちづくりは、久喜市に関係する多くの人たちによって進められるべきとの考え方から、本条例案で定める「市民」は、久喜市に居住する者のほか、久喜市に通勤、通学する者、市内の事業者や活動するものなど広く捉え、憲法や法律で定める「住民」とは異なり、まちづくりの主体としての「市民」を定義しています。

しかし、本条例案で定める「市民」の権利を含めた全ての効力の及ぶ範囲は、法令で定める範囲内に限られるものであり、言うまでもなく外国人参政権や市民権について触れるものではありません。

したがって、本条例が制定されその普及を図る際は、本条例の趣旨を明らかにして、本条例で定める「市民」の権利が法令を超えるものではない旨を、市民への啓発用の解説等において十分に説明されるよう求めます。